

消火器の破裂に注意！！

平成21年9月15日の夕方ごろ、大阪市東成区の駐車場に置かれていた消火器が破裂し、小学4年生の男児が重体となる事故が発生しました。

このような事故の再発防止に向け、消火器の維持管理については次のことに注意してください。

消火器の維持管理

加圧式粉末消火器は、使用時に加圧用ガス容器内のガスが瞬間的に本体容器内に充填します。

そのとき、本体容器が錆びているとその部分が圧力に耐えられず、破裂します。

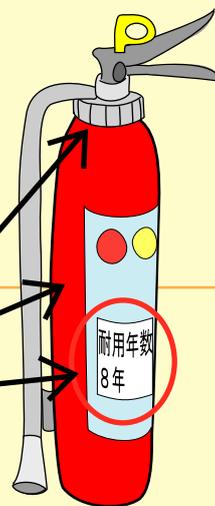
消火器は日常的に点検を行い、廃棄消火器はクリーンステーションには出さず、適切な方法ですぐに処分してください。



底が腐食した消火器

点検箇所

- 本体容器やキャップに錆びや腐食、著しい変形などはないか
- ラベルに表示されている耐用年数は過ぎていないか
- ホースにつまりやひび割れがないか
- 容器内の粉末薬剤は固まっていないか
- ゲージ付き（蓄圧式）のものは指示圧力計の針が正常な位置（緑の範囲）にあるか



事業所の方へ

消防法に基づき消防用設備として設置している消火器は、6ヶ月に1回点検しなければなりません。点検の結果異常のある消火器は、すぐに新しい消火器に交換してください。

児童生徒への注意喚起

消火器の作動時には一気に圧力が放出されます。緊急時や訓練等以外で消火器に触れることがないように、児童生徒に対し家庭、学校、地域などで十分な注意喚起を行ってください。

消火器の回収に関する問合せ先

消火器を製造した各メーカーにお問い合わせください。

また、下記の団体では消火器を回収している業者の紹介を行っています。

団体名	所在地	電話番号
(社)兵庫県消防設備保守協会	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階	078-333-8012
(社)日本消火器工業会 大阪事務所	大阪市中央区材木町1-6	06-6941-2033